

## ＜県民の皆さまへのメッセージ＞

本日、改正新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、5月6日までの1カ月間、東京都や埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、大阪府、福岡県の7都府県を対象に発令されました。

県民の皆さんには、改めて次の4つについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 咳エチケットや手洗いをはじめとした基本的な感染症対策を徹底してください。また、「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避けるようお願いいたします。
- 緊急事態宣言の対象となった地域への不要・不急の往来や当該地域から本県への移動は控えるようお願いいたします。
- 就職や転勤などのやむを得ない事情で転入される方につきましては、感染拡大防止の観点から2週間は外出を控えていただくとともに健康管理を徹底していただき、少しでも症状があれば速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡されるようお願いいたします。
- 新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見はしないようお願いいたします。

自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が社会を守ることにつながります。

全県一丸となってこの困難を乗り越えていけるよう、皆さんのお力添えをよろしくお願いいたします。

令和2年4月7日

福島県知事 内堀 雅雄